

令和4年6月より 児童手当の制度が一部変更になります

①現況届の提出が原則不要になります

毎年6月に提出をお願いしていた、現況届が原則提出不要になります。

ただし、下記に該当する方は引き続き現況届の提出が必要になります。(通知を送付いたします。)

- ・児童と別居している方(別居監護申立書)
- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ・支給要件児童の戸籍が無い方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・その他、渡嘉敷村から現況届提出の案内があった方

※変更事項が生じた方はすみやかに渡嘉敷村まで届け出てください。

②所得上限限度額以上の場合、支給を受けられません

令和4年6月1日施行の児童手当法の一部改正に伴い
令和4年10月支給分より(6～9月分)特例給付の支給
に係る所得上限が設けられます。

所得上限限度額以上の方へは、児童手当支給事由消滅
通知書を送付させていただきます。

お問い合わせ先 民生課福祉係：川島 TEL:098-987-2322